

千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年5月23日市長決裁

(設置)

第1条 市内に居住する障害者、障害児等（以下「障害者等」という）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、福祉、保健、医療、雇用及び教育に関する関係機関、関係団体、関係事業者等による連携及び支援体制に関する協議を行い、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的に千歳市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 障害者等の福祉に関する情報等の共有に関すること。
- (2) 地域課題、困難事例等への対応及び支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関等相互の連携及び地域社会との良好な関係構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の改善及び開発に関すること。
- (5) 障害者等のケアマネジメントに関すること。
- (6) 相談支援事業者の中立・公平性の確保及び評価に関すること。
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (8) 千歳市障がい者計画及び千歳市障がい福祉計画並びに千歳市障がい児福祉計画に関すること。
- (9) その他障害者等の地域生活支援に関すること。

2 協議会は、協議会で合意された事項について、市長、関係機関等へ提言することができる。

(委員)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市内に居住する障害者等及びその家族等
- (2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤若しくは通所する者であって、次に掲げる関係機関等の代表者又は関係機関等から推薦を受けたもの
 - ア 障害者等の家族団体、支援団体等
 - イ 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する機関、団体等
 - ウ 障害福祉サービス事業所等
 - エ 相談支援事業所等
 - オ 地域生活支援事業所等
- (4) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に対する報酬は、支給しない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、協議会を定例的又は必要に応じ臨時に招集し、会議の議長となる。

5 会長は、会長の招集する会議に必要な応じ委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局会議)

第5条 協議会に、所掌事項の取扱い及び運営に関する調整を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、委員のうちから会長が指名する運営委員並びに事務局長及び事務局次長で構成する。

3 事務局会議に座長を置き、事務局長を充てる。

4 座長は、事務局会議を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 事務局会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、協議会の所掌事項のうち重要事項について、協議会の求めに応じて、必要な情報及び資料の収集、調査、研究等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 専門部会の構成員又は構成機関は、協議会の同意を得て、部会長が指名する。

6 部会長は、専門部会を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

7 部会長は、調査研究等の経過及び成果を協議会へ報告しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会は、分野ごとに地域の関係機関等相互の連携及び障害者等の福祉に関する情報等の共有を図るため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会に部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、分野に関係する事業者や団体等を招集することができる。

5 部会長は、地域部会の活動内容を協議会へ報告しなければならない。

(協力組織)

第8条 協議会は、自主的に所掌事項に関する情報及び資料収集、調査、研究等を行うため、事業種別又は支援目的別に関係機関等が参加する任意の組織を協力組織とすることができる。

- 2 協議会は、協力組織との連携に努めなければならない。
- 3 協議会は、協力組織代表者に出席を求め、調査研究等の成果について報告若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(全体会)

第9条 協議会は、地域で所掌事項に関する情報の共有化及び協力関係を構築するため、定例の協議会に兼ねて、地域生活支援全体会議（以下「全体会」という。）を開催することができる。

- 2 全体会には、委員のほか、市内の第3条第2項第3号に掲げる関係機関等のうちすべての機関等の招集に努めるものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、千歳市保健福祉部障がい者支援課に置き、協議会の庶務を行う。

- 2 千歳市障がい者基幹相談支援センターは、協議会の運営等に関し、事務局を補佐する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長は障がい者支援課長をもって充て、事務局次長は障がい者支援課障がい福祉係長及び障がい者基幹相談支援センター長をもって充てる。

(守秘義務)

第11条 協議会の事務に関係する者又は関係していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成22年7月1日）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日）

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日）

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則（令和4年10月25日）

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 22 日市長決裁（保健福祉部長専決））
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日市長決裁（保健福祉部長専決））
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。